

現代社会における育児とその社会的支援

林 浩 康

目 次

- I. はじめに
- II. 育児構造の変化とその社会的支援施策の動向
- III. 育児支援サービスに対する意識
- IV. 今後の課題
- V. おわりに

I. はじめに

我が国では、高齢化率の上昇のみならず出生率の低下も他の先進国に比較して猛スピードで起こっており⁽¹⁾、こうした状況が危機的論調で論じられる中で、育児における社会的支援体制のあり方が大きく取り上げられている。それは既婚女性の就業率の増加、家族形態や近隣関係の変化、それに伴う家庭機能の低下、あるいは個人の結婚観やラフスタイルの変化といった社会や家庭状況の変化、および個人の意識変容との関係で論じられ、保育所のあり方を中心として育児支援について論議を呼んでいる。そしてこれまで高齢社会への対応が社会福祉において極めて重要な課題として捉えられてきたが、最近になり「21世紀福祉ビジョン」にみられるように、少子・高齢社会という統合的捉え方がなされ、育児支援が大きく位置付けられるようになってきた。

女性雇用者の比率と合計特殊出生率の負の相関関係、および無業の女性と就業女性の出生率の大差については既に明らかにされている。しかし女性の就業率が上昇しているにもかかわらず出生率の低下を免れているスウェーデンの例がしばしば出され、育児支援施策の充実の必要性が論じられることも多い。また家事専業者であっても育児不安や育児機能の非伝承性が主張される中で、それらに対する育児施策の必要性も論じ

られている。

本稿はこうした状況の中で、社会的な育児支援の在り方を検討するために行われた、O県のU町における調査結果を踏まえ、育児構造および育児の実態、さらに今後のその在り方を論ずることをその目的としている。

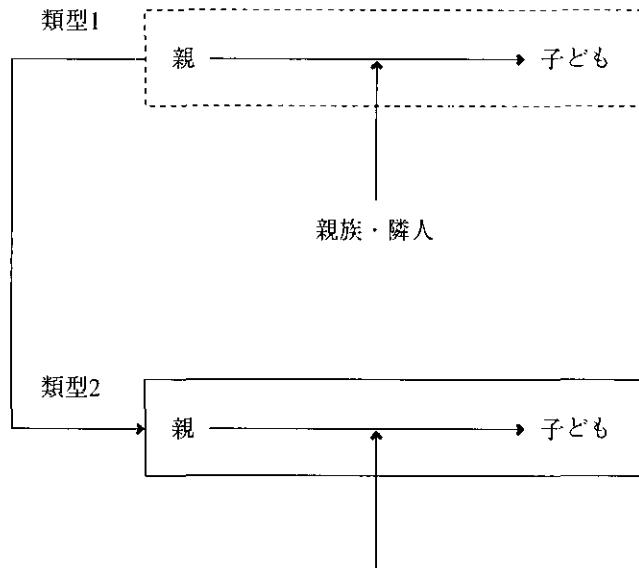
II. 育児構造の変化とその社会的支援施策の動向

(1) 育児構造の変化

これまで育児は基本的には家族が中心に担ってきた。しかしながらその育児の中心的役割を担う家族への負担は社会変容とともに変化してきた。このような状況について渡辺は「育児において家族、あるいは家族とそれを取り巻く社会との関係は、時代によってその様相を大きく変化させてきた。たとえば、核家族化するということは、親とその子どもからなる単純な家族構成になるということであり、このとき、子どもにとつての家族内養育者は、基本的には親だけとなる。家族内養育担当者の親への集中・独占が生ずる」と指摘する。落合が言うように一般認識とは逆に高度経済成長期以降、既婚女性の家事専業化は顕著となり、それは産業構造、家族構造、および近隣関係の変化と相まって、母親に育児が過重にのしかかる状況を生み出すこととなる。網野は育児方法のこうした変化を複相的育児から単相的育児ということばで表している。複相的育児とは「多世代家族や多様な階層関係、近隣関係の中で、両親とくに母親に限らない拡大的で多面的な育児」を言い、単相的育児とは「縮小した階層関係、希薄化した近隣関係、そして次第に強まる核家族化の中でもたらされる両親とくに母親による限定的育児」を言い、図1に示す類型1が複相的育児、類型2を単相的育児として捉えることができよう。すなわち類型1の複相的育児では、養育者および子どもと親族および地域社会との境界が点線で表されているように、相互の補完的関係が普段の人間関係から比較的スムーズに行われやすく、親が不都合な時でもインフォーマルな関係にある誰かが育児を行ってくれ、危機的状況にうまく対処できる可能性が高いと言える。一方類型2の単相的育児では家族とそれ以外のものとの境界が明確で、複相的育児に比較して利用できる

社会的サービスが一見多く存在し、育児を多くのものが支えてくれるようになるに思える。しかし実際には身近に養育者のライフスタイルに合った適切なサービスが不足していたり、サービスの利用に際しての経済的因素、あるいは養育者のもつ育児観等が直接的に反映され、実際には社会サービスがそれほど利用されず、インフォーマルな関係での育児支援も希薄化する中で養育者は孤立化する傾向にある。こうした意味においてこうした家族は、育児の上での危機的状況に弱い家族と言えるだろう。歴史的には質的変容をなしながらも、複相的育児が高度経済成長期まで継続しており、今日のように育児が母親に加重にのしかかる単相的育児は、育児機能がインフォーマルな形で分散化していた複相的育児に比較すれば歴史的に非常に短いと言える。

図1 育児構造の変化



親族、地域の専門的機関（保育所、保健所、相談機関等）、民間育児サービス、自助グループ（母子クラブ等）、マスメディア等

渡辺秀樹「現代の親子関係の社会学的分析」『現代家族と社会保障』東京大学出版、1994、73頁、図1に筆者が加筆した。

この育児の単相化は主たる育児者である母親とその子どもにさまざまな影響を与えていている。母子が密着した育児における母親の育児不安、子どもの社会化過程における社会関係の欠如等、母親および子ども双方にとって好ましくない状況を生み出してきた。それはそれまでの母性観、すなわち「子どもへの献身と無私の愛情が、女性に備わった最も崇高な愛の象徴」、「母親なら子どもはかわいいはず」、「育児は女性の適性であり喜びである」といった考え方方が根強く残る中でその状況は無視され、家族における他機能の外部化が進行する中で、育児機能の外部化の遅れ、あるいは母親自身のサービス活用への躊躇⁽⁵⁾が生じてきた。その結果「女性の社会進出」、「働く母親の増加」が言われて久しい今日においても、わが国における女性のM字型就労構造の底はなんら変わっておらず、むしろこうした傾向が顕著となってきている。増加傾向にあるのは育児を終えてパートタイムなどで働く女性の就労者⁽⁶⁾なのである。

こうした状況の中で少子化が危機的論調で語られ、育児支援の必要性が政府からも明らかにされたが、現在の育児の社会化に対して否定的ニュアンスを含んだ論調で論じられることがある。例えば厚生省が民間に委託して積極的に進めようとしている駅型保育モデル事業に対し大塩は「子どもを出勤途上の駅にある無認可の保育所に、まるで小荷物でも預けるかのように託し、帰宅途上で引き取って帰る……預けられた子どもは、駅の雑踏と騒音の中で、最新のマシーンに囲まれ、英才教育を受けて日中を暮らす。東京近辺にできたこのような駅型保育モデル事業に、喜んで子どもを預ける親がいるという話には、正直言ってがっかりした。」⁽⁷⁾と述べている。また下夷は「長時間の保育ニーズや夜間の保育ニーズは、本来必要とされるべきニーズなのか」、また「両親の長時間労働に子どもを巻き込んでよいのか」、「核家族を前提にした地域社会の再生がなされないまま、家族と社会サービスだけで、仕事と育児の両立は本来可能なのか」といった根本的な問い合わせがなされなければならぬ。⁽⁸⁾と述べている。

しかしながらベビーホテル問題にみられたように、社会ニーズに対応できなかった保育所システムの歪みが問題として明らかになり、行政の対応が後追い的になったことは周知の事実である。確かに子どもの成長にとっての望ましい養育という点では、乳児保育や夜間保育、あるいは

母親の利便性だけを追求したサービスには疑問を感じる。が、現実にそうしたサービスを活用せざるを得ない状況にある養育者をどう捉えるのかということを考えれば、こうしたサービスを否定するのではなく、より質の高いサービスが提供できるようその提供の在り方を問うべきであろう。村山はこうしたことを見事に踏まえ、駅型保育モデル事業の問題点を(1)市町村が責任をもつべき保育においてその責任制が無視され、株式会社、有限会社、社会福祉法人を経営主体とする無認可保育所に国が事業委託した財団法人（子ども未来財團）を通して助成をおこなうこと。つまりこうした状況は地域の市町村の保育に対する公的責任の形骸化につながる可能性のあること、(2)施設基準が認可保育所の最低基準や無認可指導基準にも達していないこと、(3)育児産業などの企業の参入を考慮していること、つまり保育サービスの中に育児産業も事業主体として参加させて育児産業の本格的参入の地ならしを図ろうとしていることの以上3つをあげている。⁽⁹⁾こうした保育内容の質や、公的責任の放棄という点で駅型保育モデル事業については検討の余地は十分にあるが、現在のような社会状況の中で従来のような現実と乖離した母性神話を前提とした駅型保育反対論は、養育者の心理的問題を深める原因ともなっている。ゴールドシュタインらが言う心理的親との一貫した心理的関係維持が図られている中での育児の共有化、育児サービスの多様化現象は社会における当然の帰結と考えられる。こうした意味で心理的親を社会的に支援する社会的親といった考え方も必要であろう。⁽¹⁰⁾

育児の社会的支援は決して親の育児に対する責任の軽減化を意味するのではなく、親の自主的な育児への支援であり、親が育児においてより大切な部分によりエネルギーを注ぐためのものであると考えられる。親と子どもが直接的に接する時間の長さが重要なのではなく、その接觸の質が問われるべきである。子どもとの接觸時間の長い親ほど子どもを虐待する傾向にあることは既に明らかにされている。

一方、育児サービスがいかに存在しても家族と社会は厚い壁で区切られ、育児を社会が担うことを阻害している状況もみられる。母親が育児に関する社会資源の取り入れに際し、ゲートキーパーとしての役割を果たし、それが直接的に子どもに影響を与えていていると言える。それは渡辺が言うように「親の育児効果は圧倒的であり、家族外部の主体が育児資

源を直接的に提供してくれないのであるから、こどもにとっては逃げ場がない（親の育児効果が相対化される仕組みがない）、という状態⁽¹²⁾となる。すなわち単相的育児構造においては、インフォーマルな者による援助、およびフォーマルな育児支援サービスの活用過程に母親の意志が直接的に影響を及ぼし、それが子どもの発達に強く影響を及ぼしているとも言える。従来の児童福祉制度は基本的には申請主義をとってきており、何らかの危機的状況にありながら、既存するサービスの活用を拒否する家族を放置する傾向にあった。サービスや地域社会との関わりを拒否する者に対しても育児支援においては十分その援助の在り方が問われなければならない。

しかしながら現代社会の特徴としてあげられる個人主義の浸透、すなわち「自分にとって意味のある生活を求めるという、生活の〈有意味化〉」のなかで、一方では、リアルな日常生活とシンボルとしての“有意味な生活”とのギャップが深まる反面、他方では、個々の生活者が自助努力の限界に直面しながら、公的サービスを求めるのは権利であるという姿勢が徐々に定着してきた⁽¹³⁾と言われるよう、近隣、親族といったインフォーマルな形での育児分担が困難となってきている状況の中で、フォーマルな形での社会サービスの活用においてはそれが意識面では活用が容易な状況になってきたという指摘もある。こうした中で個々人のニーズに対応した新たな社会サービスの創出は社会福祉においてとりわけ重要な課題となり、それを効率よく適切に提供することがケアマネージメントに代表されるように、社会福祉の重要な機能の一つとなってきたとも言えよう。

・ 家族の紐帶からの解放と家族員個人の自己実現を重視した家族のあり方が論じられる中で、母親としての育児と母親個人としての生きがい、あるいは自己実現がうまく機能するよう個人が意識しなければならない。家族機能は外部化・社会化等により着実にその機能は縮小化してはいるが、個人が自分の生活を支えるという責任は今日でも基本的には変わっていないし、肥大化している機能さえあるという指摘もある。また森岡は家族機能の外部化に伴う家族機能の縮小化について「機能が文字どおり縮小した場合と、遂行の実際だけ外部機関へうつして、遂行の責任は依然として家族の側にあるという場合⁽¹⁴⁾」があると言う。家族機能の外

部化が促進される中であたかも遂行の責任も家族から移行したかの錯覚を我々に与える。しかしながら現実には外部化はサービスの活用という点でそのサービスの選択過程において、日常生活での家族員個人の責任を増加させているとも考えることができる。

こうした意味において家族の福祉から家族員個人の福祉の強調は個人の生活に対する責任の強調へと結びついているとも言えよう。

(2) 国レベルにおける育児支援施策の動向

周知の通り育児支援施策が取り上げられるようになってきたその背景には出生率の低下、すなわち低出生社会への危機感をあげができる。しかしながら宮島が指摘するように、高齢者施策に比較して低出生社会への関心を公共政策に関連づける政府の白書等における議論には歯切れの悪さ、受け身の姿勢がつきまと⁽¹⁷⁾う。それは「結婚や子育ては、個人の生き方、価値観に深くかかわる問題であり」(『厚生白書（平成5年版』58頁)、「子供をもつか否か、あるいは何人持つかといった問題は本来極めて私的なものであり」(『国民生活白書(平成4年版)』239頁)、「子どもを生むか生まないかは本人の選択に委ねるべき事柄である」(『21世紀福祉ビジョン』19頁、1994)といった国の捉え方に影響しているものと考えられる。こうしたことは国民の意識においても同様で、「低出生率に対しては、不干渉政策も公然たる出生奨励政策も支持が少なく、穏やかな出産・子育て環境の整備を求める声が強い」と言え、国民は「一方では出生率の低下をかなり深刻な社会状況と受けとめて何らかの対策を政府に望みながらも、他方では政府の介入政策に強い警戒感を抱いて」おり、国民に二面的な意識構造を読み取ることができる。

こうした国民の意識を反映しながら国では「出産や育児についての個人の選択を尊重しつつ、子どもを持ちたい人が安心して子どもを生み育てられるよう、21世紀の人口減少型社会だけでなく、子ども自身が健全に成長していくような環境づくりと、子育て家庭だけでなく、地域全体、社会全体で支えていくようなシステムをつくり上げていくことが重要である。」(『21世紀福祉ビジョン』19頁、1994)といった意識のもと、国レベルにおいて育児の社会的支援のあり方について検討がなされてきた。1990年に、内閣に「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関

係省庁連絡会議」を、厚生省児童家庭局においては 1991 年、「児童環境づくり対策室」を新設し、そこにおいて育児環境づくりについて包括的に検討がなされてきた。こうした状況の中で、近年国レベルにおいて育児に関する様々な提言・報告書が発行されてきた。これらはいずれも少子化時代について言及しており、いわばその対策の基盤づくりと言える。

1993 年以降、国レベルにおいて発行された主要な報告書の中で、育児支援施策について言及している部分について述べると、1993 年 7 月に発行された「健やかに子供を生み育てる環境づくり」(主査：関係省庁連絡会議) では、家庭生活に対する意識改革の必要性を主張し、男性の家庭生活への参加促進を目的とした施策について述べている。また、保育所の地域保育センターとしての機能を強化する一環として、特別保育事業の拡充、長時間保育サービス、企業委託型保育サービス、および母親が社会活動に参加する場合などに、定期的に子どもの受け入れ等を行う育児リフレッシュ支援事業の実施等を明らかにしている。仕事をもたない母親をターゲットにした育児リフレッシュ支援事業は従来の育児観、つまり「育児は母親がするもの」あるいは「母親は育児に専念すべき」といった考え方からすれば相当に逸脱したものであるが、少子社会における育児不安は母親の仕事の有無にかかわらず相当に普遍化しており、その対策としての母親の育児からの解放、あるいは母親の趣味や生きがい活動の側面的援助としてのこうしたサービスの設置は、現在の社会状況からみれば当然の帰結と言えるだろう。これらについては 1993 年 4 月に発行された「今後の保育のあり方について」(主査：厚生省児童家庭局長)においても提言されており、仕事と育児の両立支援、それに伴う保育サービスの多様化の必要性について述べられている。また 1993 年から「保育所地域子育てモデル事業」が創設され、育児に関する相談・指導や子育てサークルの育成・支援等を総合的に行う事業の開始等について言及している。

「21 プラン研究会報告書」(主査：厚生省児童家庭局長) では、保護的色彩の強い従来の福祉概念「ウエルフェア」から「よりよく生きること」、「自己実現の保障」という意味合いをもつ「ウエルビーニング」概念の提唱、「専業主婦」を視野に入れた支援施策および児童家庭福祉計画の必要性などが提言されている。「ウエルビーニング」については、従来の障

害児や要保護児童といった限定された者に対するサービス提供から、今日の社会状況から子ども一般を視野に入れた児童家庭施策への方向転換の必要性について論究されており、家庭と社会が対等のパートナーとして社会的に育児を保障していくという姿勢を示すものである。また育児方法の伝達や、育児不安の軽減等を目的としたいわゆる「専業主婦」を視野に入れた支援施策の必要性については、以降の保育所関連の報告書においても提言されており、このことが1994年1月に発行された「保育問題検討会報告書」(主宰:厚生省事務次官)の措置制度見直し論の一つの根拠ともなっている。さらに「21プラン研究会報告書」では児童家庭保健福祉計画の必要性が、また1993年に発行された「新しい時代の保育所機能と運営を考える」(主宰:全国保育協議会)においては児童版「保健福祉(活動)計画」の必要性が強調されており、政府によるエンゼルプランもこうした計画を指向したものと考えられる。一部の自治体においては国からの補助金を得て「地方児童育成計画(地方版エンゼルプラン)」が作成されることが既に明らかにされている。

育児支援サービスの財源の確保方法も従来の措置および補助金制度に加え、児童手当法の改正による事業主拠出金の活用、および児童手当積立金をとりくずしての財団設立といった動きもみられる一方で、1994年6月に出された連立与党税制協議会の年金・医療等福祉に関する小委員会の報告書では介護施策同様、間接税収の一定程度を児童施策にも充当することが提言されており、財源の確保方法も多様化傾向にある。

1994年4月に発行された「児童関連サービス研究会報告書」(主体:厚生省児童関連サービス研究会)では、政府による育児支援サービスにおける民間営利サービス導入化の動きを、顕著にみることができる。本報告書が提出される以前に、厚生省はベビーホテルの公認化に向け、検討を開始することを明らかにしている一方で、(社)全国ベビーシッター協会の設立認可、および同協会による資格制度の導入が行われ、通産省においてもそれをニュービジネスとして育成していく方針を明らかにし、省内に研究会が設置されている。また「今後の保育所のあり方について」においては「保育所施策における民間サービス産業の位置づけの明確化」について述べられ、「21プラン研究会」報告書においても「良質な民間育児サービスの確保」について言及されており、児童福祉分野における民

間サービス導入の基盤づくりは高齢者施策同様、着実に進行していると言えよう。

その後 1994 年 4 月に「21 世紀福祉ビジョン」が、また同年 12 月に「エンゼルプラン」が出されるが、「21 世紀福祉ビジョン」では高齢者社会を中心とした施策づくりから、育児支援等をも視野に入れた少子・高齢社会に向けた施策づくりの必要性が明確にされた。こうしたことは 1994 年 12 月に経済審議会から出された「少子・高齢社会委員会報告」においてもみられ、高齢社会への対応施策のみならず、少子社会への対応施策の必要性が強調され、主として介護および育児支援の在り方について述べられている。また育児支援十か年計画とも言え、厚生省、文部省、労働省、建設省が合同で作成した「エンゼルプラン」では、保育、労働、教育、住宅問題等包括的観点から育児支援施策の在り方について述べられており、その基本的方向および重点施策等が明確にされた。それに呼応して緊急に整備すべき保育対策が厚生・大蔵・自治大臣の合意により 1994 年 12 月に「緊急保育対策等 5 か年計画」として出され、より具体的な保育サービスに関する数値目標が明らかにされている。

III. 育児支援サービスに対する意識

～○県における調査結果より～

以上のように育児支援が社会的に進められる中で、育児支援サービスに対する地域住民の意識およびそれに対するニーズを的確に把握することを目的として、○県 U 町において調査を行った。以下においてその調査結果について論じる。

(1) 調査方法の概要

調査対象は、1993 年 10 月 1 日現在において、○県 U 町に居住する就学前児童を有する全家庭である。

調査票の配布および回収は愛育委員が行い、留置法をとった。調査実施期間は 1993 年 10 月 15 日から 10 月 30 日まである。調査票の回収は、284 世帯から行われた。そのうち有効標本数は 273 であり、有効標本率は 96.1% である。

記入者は「母」が96.0%、「父」が0.7%、「祖母」が0.4%、「不明」が2.2%であった。

(2) U町の概要

U町は国土庁による過疎地域活性化特別措置法の適用を受けており、1990年現在の人口が8,769人、高齢化率が21.5%、15歳以上30歳未満の若年者比率は16.5%の町である。高齢化率の上昇とともに、子ども数の減少は過疎地域においては、大都市以上に深刻である。若年者が減少する中で若年者が結婚後、育児に主体的に、かつ意欲的に取り組めるよう、社会的支援体制を整備することが本地域において重要な課題の一つとなっている。

(3) 調査結果の概要

1. 基本的属性および育児不安の状況とその対応のあり方

母親の年齢は「30歳以上35歳未満」が37.6%で最も多く、次いで「25歳以上30歳未満」が27.3%、「35歳以上40歳未満」が20.7%であり、平均値は31.7歳である。父親の年齢は「35歳以上40歳未満」が32.5%で最も多く、次いで「30歳以上35歳未満」が30.6%であり、平均値は34.6歳である。

世帯構造は「核家族」が54.2%、「三世代以上の者を含む世帯」は45.4%である。現在の子ども数は「2人」が45.7%，次いで「3人」が23.4%，「4人以上」が7.0%で平均値は2.2人である。また各世帯が理想とする子ども数は「3人」が59.3%で最も多く、次いで「2人」が26.0%であり、平均値は2.81人である。

急な外出や子どもの病気などにおける養育の代替者の有無については「親族にしかいない」が56.8%、近所付き合いについては「親しいお宅あり」が58.2%、現在の家屋での居住年数は「10年以上」が38.1%で、それぞれ最も多くなっている。

母親の就労状況については「就労している」が47.2%，そのうち「常勤」で雇用されている者が33.6%、「パート・アルバイト」が32.0%、「自営」が27.3%である。就労理由は「生活費の補足」が34.4%，次いで「豊かな生活のため」が34.4%，「生きがい」が16.4%，「母親が生計

中心者である」が 10.2% である。また母親の母子クラブ等への加入経験は「ある」が 76.8% であり、それらの母子クラブへの満足度は「まあ満足」が 50.0% で最も多く、次いで「やや不満」が 15.9%、「満足」が 13.0% である。子育てに対する意識については「育児優先型（出産後は仕事を辞めた方がよい）」が 45.1% で最も多く、次いで「両立型（出産後も仕事を継続した方がよい）」が 30.4%、「家庭専念型（結婚後は仕事を辞め家庭に専念した方がよい）」が 20.1% である。

「育児においていろいろを感じ、思わず子どもをたたいたりすることがあるか」の質問に対し、調査対象の 56.1% が「ある」と答え、そうした育児不安における対応については「身内以外に相談した」が 59.3%、「身内のみに相談した」が 26.7% である。「身内以外に相談した」と答えた者に対し、具体的に頼りにしたものについて単数回答で尋ねた。最も多かったのが「保育所等の友人」で 26.5%，次いで「本、テレビ等」で 25.3%，「近所の知人」で 22.8% とインフォーマルな関係にある非専門家が多くなっており、「病院・診療所」の医師、保健所、福祉事務所、児童相談所といった「専門相談機関」は少なく 10% にも満たない状況である。このように育児不安はかなり一般化しているが、こうした問題に直接的にかかわれるサービスは非常に限られており、実際にはインフォーマルなものによってその問題が軽減化されているのが現状である。また出産・育児に関する親族以外の情報の入手先については、「本・テレビ等」が半数弱を占め、次いで「保育所等の友人」で 18.7%，「近所の知人」で 12.1% であり、「本・テレビ等」マスメディアに対する依存度は都会に比べかなり高く、ここにおいても「保育所等の先生」、「専門の相談機関」、「医師、保健婦等の専門家」は 10% にも満たない状況である。

2. 育児支援サービスに対する必要度

社会の進展とともに家族機能が外部化し、当然の如く育児に関しても徐々にそのサービス化が進行してきた。現在社会福祉サービスと言われるその大部分が、家族機能の外部化により進展してきたと言え、こうした状況に対応する新たなサービスの創出は社会福祉において重要な課題と言える。育児においても今日、保育所を中心とした制度的サービスからベビーホテル、ベビーシッター、および育児用品のレンタルリース等

を中心とした民間営利サービスに到るまで、そのサービスは多種多様である。こうした状況の中で本調査は、供給主体にかかわりなく、以下のような育児サービスを想定した。

- ① 親子が共に参加して交流（遊び・体操等）できる企画（以下、親子交流プロ）
- ② 親たちが日常的に集まって出産・育児について情報交換できる場（以下、情報交換の場）
- ③ 出産・育児に関する学級・講座（以下、出産育児講座）
- ④ 出産・育児に関する身近なかな相談機関
- ⑤ 経済的援助
- ⑥ ベビーシッターのような家庭に出向いての保育（以下、ベビーシッター）
- ⑦ 家庭に出向いての相談・育児指導（以下、在宅育児指導）
- ⑧ 出産・育児に関する電話相談（以下、育児電話相談）
- ⑨ 育児に関する情報提供やアドバイスを目的としたコミュニティ誌「育児通信」の発行（以下、育児コミュニティ）誌
- ⑩ 葉書・手紙で出産・育児上の相談ができる場（以下、手紙での相談）
- ⑪ 育児休暇や育児休業などの企業内制度の充実（以下、育児休暇等）
- ⑫ 育児用品のレンタルリース（以下、育児用品レンタル）
- ⑬ 短期間子どもを預けることのできる場（以下、短期間預ける場）

これら13項目の育児サービスについて、「必要だと思う」、「どちらかと言えば必要だと思う」、「あまり必要とは思わない」、「必要とは思わない」の4段階で評価してもらった。

分析に際しこれらの必要度を点数化するため、「必要だと思う」100点、「どちらかと言えば必要だと思う」75点、「あまり必要とは思わない」50点、「必要とは思わない」25点として、平均値を算出し、各項目の必要度とした。その結果は表1に示す通りである。

表1 今後必要とされる育児サービス

単位(上段:人, 下段:%)

	親子交流プログラム	情報交換の場	育児関係の講座	育児の相談機関	経済的援助	ベビーシッター	在宅での育児指導	電話相談	コミュニケーションティ誌	手紙等での相談	育児休暇等	育児用品レンタル	ショートステイ
必要と思う	142 52.0	115 42.1	120 44.0	140 51.3	143 52.4	69 25.3	51 18.7	97 35.3	89 32.6	45 16.5	196 71.8	150 54.9	180 65.9
どちらかと言えば必要	90 33.0	98 35.9	101 37.0	93 34.1	69 25.3	64 23.4	88 32.2	104 38.1	106 38.8	92 33.7	45 16.5	59 21.6	52 19.0
余り必要と思わない	21 7.7	38 13.9	30 11.0	18 6.6	30 11.0	91 33.3	84 30.8	45 16.5	47 17.2	84 30.8	7 2.6	33 12.1	15 5.5
必要と思わない	7 2.6	9 3.3	7 2.6	6 2.2	15 5.5	34 12.5	34 12.5	12 4.4	15 5.5	35 12.8	10 3.7	16 5.9	11 4.0
不明	13 4.8	13 4.8	15 5.5	16 5.9	16 5.9	15 5.5	16 5.9	15 5.5	16 5.9	17 6.2	15 5.5	15 5.5	15 5.5
合計	273 100.0												
必要度(点)	85.3	80.7	82.4	85.7	83.1	66.3	65.2	77.7	76.2	64.4	91.4	83.2	88.9

必要度が高いのは、「育児休暇等」の企業内制度の充実で 90 点を越えている。次いで「ショートステイ」のように短期間子どもを預けることのできる場で 88.9 点である。逆に「ベビーシッター」、「在宅での育児指導」、「手紙等での相談」が 60 点半ばと低い。このように手紙、電話による相談および訪問指導といった援助者との個別的関係、あるいは在宅での援助より、むしろ親子がともに参加でき、参加者と相互に何らかの人間関係形成の図れるサービスへの必要度が高くなっている。

他変数との関係については、表 2 に示すように世帯状況、育児意識、地域の人間関係、母親と子どもの状況、父親の家事・育児参加、および育児不安にかかる 23 の変数とカイ 2 乗検定を行った。

比較的有意差が多くみられた変数は、「子ども数」、「父親の育児・家事参加」、「子どものテレビの視聴時間」であり、サービスに対する必要度に大きく影響を及ぼすと考えられる「家族構成」、「地域での人間関係」、「母親の就労の有無」については、ほとんど有意差がみられなかった。すなわち三世代同居であっても、かつてほど祖父母に依存できない、あるいは地域において人間関係が密であっても、それが即育児上有益となるとは限らず、母親の仕事の有無にかかわらず、育児における社会的支援が必要であるということであり、育児支援サービス・ニーズの一般化傾向を理解することができる。

危険率 5 %未満で有意差が認められた変数との関係について述べると、「親子交流プログラム」、「情報交換の場」、「出産育児講座」、「育児相談機関」といった家庭外で、かつ何らかの人間関係の拡大が期待されるサービスについては、母子クラブ加入経験世帯および育児不安時に身内以外にも積極的に相談する傾向にある世帯においてそれらのニーズが高い。なおこれらの結果は、表 3 から表 6 に示す通りである。

また「ベビーシッター」のような民間サービスや、「育児休暇等」、「ショートステイ（短期間預ける場）」について 5 %未満の危険率で有意差が認められた変数との関係を示したものが表 7 から表 9 である。育児・就労に関する意識において、主たる養育者の仕事と育児との両立志向の世帯においてニーズが高い。先に述べたようにここでいう育児就労意識における「家庭専念型」とは「主たる養育者は結婚、仕事を辞め家庭に専念すべきである」という意識を意味し、「育児優先型」とは「主

表2 カイ2乗検定の結果一覧

		親子交流 交換の場 の場	情報 交換 の場	出産 育児 相談 講座	育児 相談 機関	経済的 援助	ベビーシッタ ー	在宅 育児 指導	育児 電話 相談	コミニ ュニティ 誌	手紙 での 相談	育児 休暇等	育児用品 レンタル	ショートス テイ
す世 る帶 属性 に性 関	家族形態													
す世 る帶 属性 に性 関	世帯収入										*			
す域 る関 属性 に性 関	現在の住まいの居住年数					*				*	*			*
す域 る関 属性 に性 関	急な場合の子供の預かり先													
す域 る関 属性 に性 関	近所付き合い		*	*										
す域 る関 属性 に性 関	子供の預かり依頼への対応													
父親の家事・育児参加			***		*	***	*			*		*	*	*
母親 に 関 する 属性	年齢													
	就労の状況								*					
	就労形態					*		*						
	就労理由													
	母子クラブ加入経験	*	*	*	***									
	母子クラブの満足度	*	*											
	母親のテレビの視聴時間	*												
	友人の数													
不子 育 安て	子育て不安													
	子育て不安の対処	*	***	***	***									
	意子 育 識て	理想子ども数	**	*	**			*			*			
	意子 育 識て	子育て・就労に関する意識					**				*	*	*	*
子 供 の 状 況	遊び友達								*					
	戸外での遊び場所													
	子ども数	**	***	*	*		*		**		**	**	*	*
	子どものテレビの視聴時間	**	***	**				*	**		*			

(* : P < 0.05 * * : P < 0.01)

現代社会における育児とその社会的支援

表3 親子交流プログラム
(点)

子育て不安の対処	
身内以外にも相談	86.4
身内ののみ相談	87.3
相談しない	75.0
不安を感じない	75.0
子どもの希望数	
0人	75.0
1人	75.0
2人	83.7
3人	88.2
4人	79.2
5人	64.3
母子クラブ加入経験	
ある	87.1
ない	78.1
母子クラブ満足度	
満足	90.8
まあ満足	88.2
やや不満	90.0
不満	75.0
母親のテレビ視聴時間	
1時間未満	79.0
1時間以上3時間未満	86.8
3時間以上5時間未満	85.4
5時間以上	85.7
子ども数	
1人	87.5
2人	86.2
3人	85.5
4人	71.4
5人	50.0

表4 情報交換の場
(点)

近所付き合い	
親しいお宅あり	81.6
行事のみ付き合う	80.2
あいさつ程度	75.9
近所付き合いなし	100.0
父親の家事・育児参加	
積極的	83.0
まあ積極的	81.7
積極的でない	81.0
かかわらない	64.3
子育て不安の対処	
身内以外にも相談	83.9
身内にのみ相談	82.9
相談しない	75.0
不安を感じない	70.5
母子クラブ加入経験	
ある	83.9
ない	77.1
子どもの希望数	
0人	75.0
1人	75.0
2人	80.3
3人	82.1
4人	77.8
5人	71.4
母子クラブ加入経験	
ある	83.0
ない	73.4
母子クラブ満足度	
満足	84.3
まあ満足	84.3
やや不満	86.3
不満	79.2
子どものテレビ視聴時間	
1時間未満	83.8
1時間以上3時間未満	81.0
3時間以上5時間未満	85.5
5時間以上	67.5
子どものテレビ視聴時間	
1時間未満	80.1
1時間以上3時間未満	79.6
3時間以上5時間未満	84.1
5時間以上	62.5

表5 出産育児講座
(点)

近所付き合い	
親しいお宅あり	84.2
行事のみ付き合う	81.2
あいさつ程度	76.8
近所付き合いなし	75.0
子育て不安の対処	
身内以外にも相談	83.9
身内にのみ相談	82.9
相談しない	75.0
不安を感じない	70.5
母子クラブ加入経験	
1人	87.9
2人	81.1
3人	80.8
4人	78.6
5人	66.7
子どものテレビ視聴時間	
1時間未満	83.8
1時間以上3時間未満	81.0
3時間以上5時間未満	85.5
5時間以上	67.5

表6 育児相談機関
(点)

父親の家事・育児参加	
積極的	90.5
まあ積極的	84.6
積極的でない	86.6
かかわらない	76.8
子育て不安の対処	
身内以外にも相談	87.5
身内にのみ相談	86.4
相談しない	75.0
子どもの希望数	
0人	100.0
1人	75.0
2人	83.1
3人	87.7
4人	88.9
5人	64.3
母親の就労形態	
常勤	88.8
パート	80.1
自営	87.9
母子クラブ加入経験	
ある	87.3
ない	79.3
子どもの数	
1人	88.7
2人	86.4
3人	83.2
4人	82.1
5人	66.7
子どものテレビ視聴時間	
1時間未満	86.8
1時間以上3時間未満	85.1
3時間以上5時間未満	88.2
5時間以上	67.5

表1 ベビーシッター
(点)

父親の家事・育児参加	
積極的	61.5
まあ積極的	66.5
積極的でない	71.2
かかわらない	58.9
子育て・就労に関する意識	
家庭専念型	60.8
育児優先型	62.3
両立型	74.7
就労の状況	
就労している	69.4
就労していない	63.6
就労形態	
常勤	76.3
パート	59.6
自営	72.0
子ども数	
1人	59.0
2人	67.2
3人	75.0
4人	64.3
5人	33.3

表2 育児休暇等
(点)

父親の家事・育児参加	
積極的	90.8
まあ積極的	90.0
積極的でない	94.8
かかわらない	91.1
子ども数	
0人	100.0
1人	100.0
2人	92.3
3人	91.6
4人	87.5
5人	75.0
子どもの視聴時間	
1時間未満	86.8
1時間以上3時間未満	90.4
3時間以上5時間未満	94.3
5時間以上	87.5

表3 ショートステイ
(点)

居住年数	
1年未満	79.6
1年以上3年末満	87.8
3年以上5年末満	95.5
5年以上10年末満	86.1
10年以上	89.5
就労・子育てに関する意識	
家庭専念型	83.2
育児優先型	87.7
両立型	94.0

たる養育者は出産後仕事を辞めるべきである」という意識を指す。

総体的にサービスに対するニーズが低くなっている世帯の特徴は、父親が家事・育児に「かかわらない」、子ども数が4人以上、および子どものテレビの視聴時間が長い世帯となっている。前者2つについては、社会通念上逆の結果が予想されるが、父親を家事に積極的に取り込もうとする母親は、社会サービスに対してもその利用意欲や期待度ともに高いが、逆に父親を家事にかかわらせることができない、あるいはかかわらせない世帯では、社会サービスに対する利用意欲も低く、母親が一人で育児や家事を抱え込んでしまう傾向にあると言える。

なお今日その必要性が主張されている父親の家事・育児参加については、今回の調査において母親の就労や就労形態、あるいは家族形態においては有意差がみられず、こうした要素よりむしろ父親のもつ家事・育児に対する価値観や意識、家事・育児についての母親の父親に対する態度、父親の母親の就労に対する意向といったものが父親の家事・育児参加には影響していると思われる。

このように過疎地である当該地域においても、都会と質的相違をしながらも、家族および地域におけるインフォーマルな人間関係による援助より、むしろ社会サービスに対する必要度が高く、今後の多様なサービスの展開が望まれるところである。

IV. 今後の課題

近年政府により、多種多様な育児支援サービスが提示され、育児支援サービスが質的・量的に充実したかのような錯覚を我々にもたせる。コンビニエンスストアの如く、必要な時にいつでも、どこでも簡便に利用できる多様な育児支援サービスの設置が望まれるが、量的にも意識的にもそうした状況とはほど遠いのではないだろうか。

育児支援サービスは、現在保育所を中心に推進され、地域保育センター化に向け、様々なサービスの展開が保育所に課せられてきた。保育所は社会ニーズに呼応して、従来の措置機能を残しつつも、多様なサービスの提供が期待されているが、そのバランスをいかに保つか、また職員配置や保育環境をいかに保障するか等現在の保育所改革論と合わせて、検討されなければならない課題は多く存在する。相談およびサービスのコーディネーター的機能においても、保育所への期待は大きく、その職員の資質向上は特に重要な課題である。とりわけ多様なサービスの提供に際し、保育分野においても、ケア・マネージメント技法の習得が望まれる。今後こうした保育所の検討以外に、既存の施設・機関等様々な資源、および現状の措置システムの在り方なども含め包括的に検討がなされ、整合性と一貫性をもって、育児支援サービスが提供されるよう、育児支援施策が体系づけられる必要があろう。

先に述べた駅型保育モデル事業については「親が子どもを手荷物のよ

うに保育所に預ける」、あるいは「親は利便性しか考えていない」といった親批判だけではすまされない。現実に現状の認可保育所を中心とした母親のニーズと提供されるサービス内容とのギャップの中で、こうした無認可の民間サービスを利用せざるを得ない状況をどう捉えるのか。自治体によっては認可保育所が崩壊し、無認可保育所が盛況と言った状況も見受けられる。育児支援における民間サービスが積極的に導入されている現状の中で改めて保育の公的、社会的保障のあり方について検討されなければならないのではないだろうか。

また先に述べたように、比較的養育者が必要とする育児支援サービスは、「親子交流プログラム」のように家庭外において、新たな人間関係の形成が図ることが可能なサービスである。「親子交流プログラム」の機能は①知識・技能の習得、②仲間づくり（相互交流）、③情報入手、④相談援助、⑤親としてのレディネスの形成（親意識の向上）⁽²⁰⁾をあげができるが、とりわけ仲間づくりは主たる養育者にとって重要な機能であると言える。つまり個人のパーソナル・ネットワークはインフォーマル、フォーマルともに、生活していく上で必要不可欠であり、そのネットワークの拡大は、生活上の危機に対する抵抗力の強化を意味すると言える。こうした意味において、今後このようなプログラムに養育者が主体的に参加できるよう、社会的にその形成を促す基盤づくりを進めていく必要があろう。

さらにこれまでの母親偏重の育児観から、他の家族員および社会との協働育児観を形成していくことも重要であろう。つまり家庭内では父親の家事・育児等への協力、社会的には多様な育児支援サービスの創出により、育児を共有していく必要がある。このような考え方、「国際家族年」が意図していた「家族の民主化」といった考え方にも適応しており、今後その啓発が望まれる。

V. おわりに

出産した養育者は「親」という一つの社会的地位が付け加えられることにより、新たな社会的ネットワークが形成される。こうした新たな社会的ネットワークを育児においてうまく活用することが期待されるが、

「地域関係の希薄化」、「近隣関係の希薄化」といったことばに象徴されるように、それが決して容易でないのが今日の社会状況の大きな特徴である。すなわち新たなネットワークが形成されてもそのネットワークの「ネット」の質が極めて薄く、それが育児の助けとなるということが困難な状況にある。また核家族化や育児の単相化といったことが更に育児状況を困難としている。

このような社会では「子育て」、「子育ち」双方において好ましくない状況を生み出すこととなる。そこでは社会的に養育者のネットワーク形成過程に意図的、かつ積極的に介入していくことや、「子育て」、「子育ち」に対する新たな社会的支援施策を提供していくことが必要である。そうした意味において本稿では子育てを支える社会的サービスについて論じてきたが、子育て支援をより広い観点から考えれば就労、教育、住宅といった幅広い施策を包括して相互に整合性をもって検討することが重要と言えよう。

[注]

- (1) 河野はこのことについて以下のように述べている。「西欧諸国では合計特殊出生率が20世紀の初頭までに2ないし3の水準までに低下しているが、それは時間的に100年あるいはそれ以上もかかっている。ところが日本の場合、それが4台の水準から2台のそれに低下したのはわずか10年間の出来事だった、ということはユニークである。」河野潤果「出生率低下とその原因」袖井孝子・鹿嶋敬編『明日の家族(1)』中央法規出版、1995、p.90。
- (2) 渡辺秀樹「現代の親子関係の社会学的分析」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版会、1994、p.72。
- (3) 落合は女性のM字型就労についてM字型の底が「60代、50代、40代」と、どんどん深くなってきた。女性は結婚・出産・育児期に家事に専念し、家庭にこもるようになってきたのです。……「戦後、女性は社会進出した」ではありません。「戦後、女性は主婦化した」のです。と述べている。落合恵美子『21世紀家族へ』有斐閣、1994、p.19。
- (4) 綱野武博「家族および社会における育児機能の心理社会的分析」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版、1994、p.94。
- (5) 大日向はこうした母性神話を否定的に捉え、母性・父性といった概

- 念ではなく、育児性という新たな概念の必要性を主張している。大日向雅美「母子関係の真実」『子ども学』第2巻, 福武書店, 1993, p.42。
- (6) 牧野カツコ「働き続ける母親と育児」『子ども学』第2巻, 福武書店, 1993, p.112。
- (7) 大塩まゆみ「エンゼルプランは子どもたちの未来を開くか」『The Community Care』3月号, 菱合メディカル総合研究所, 1993, p.19。
- (8) 下夷美幸「家族政策の歴史的展開」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版, 1994, p.267。
- (9) 村山祐一「駅型・地方版エンゼルプランをどうみるか」『保育情報』第221号, 全国保育団体連絡会, 1995, pp.2~9。
- (10) Joseph Goldstein et. al., Beyond the Best Interests of the Child, Free Press, 中沢たえ子訳『子の福祉を越えて』岩崎学術出版, pp.14~15. 子どもの成長にとって重要なことは、一定の養育者と継続的に一貫した関係を維持することである。こうした関係を維持できる養育者を生物学上の親と区別して心理的親としている。
- (11) これらの記述は『月刊福祉』全社協, 9月号, 1995 の「新しい家族の形」と題した座談会を参考にした。
- (12) 渡辺秀樹, 前掲論文, 1994, p.75。
- (13) 神原文子「家族研究におけるライフスタイル分析の意義」『家族社会学研究』第5号, 家族社会学会, 1993, p.52。
- (14) これについては家族機能の縮小化といった脈絡の中で論じられるが、家族機能の縮小化について最も早く指摘したのはアメリカのオグバーンであり、既に1930年代初頭に機能縮小論を説いている。W. F. Ogburn, The family and its function, in President's Research Committee on Social Trends (eds.), Recent Social Trends in the United States, 1933, Chap.13.
- (15) 神原文子「現代家族の機能」「青少年問題」第41巻2号, 青少年問題研究会, 1994, p.14。
- (16) 森岡清美「家族機能の変化と社会福祉」『季刊社会保障研究』第13巻4号, 社会保障研究所, 1977, p.41。
- (17) 宮島洋「出生率の低下と公共政策」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』東京大学出版, 1994, p.234。
- (18) 阿藤誠他「人口問題に対する国民の意識構造の分析」『人口問題研究』第47巻第2号, 人口問題研究所, 1991, p.17。

- (19) 宮島洋, 前掲論文, 1994, p.235。
- (20) 利光睦美「(これから保育を考える) 駅型保育」『保育情報』第 219 号, 全国保育団体連絡会, 1995 に詳しい。
- (21) 柳沢尚代「母親学級の評価」『保健婦雑誌』第 50 卷第 6 号, 医学書院, 1994, pp.434~441 を参考に考えた。

Parental Child Care and Social Support for it in Modern Society

Hiroyasu HAYASHI

The purpose of this paper is to show the necessity of social support for parental child care.

As a result of industrialization, Families have entrusted the function to those outside of family, and families have used various social services. But child care services have been insufficient to keep up with the decrease in family child care. The government is beginning to make child care services to cope with the decrease in birthrate.

The author surveyed the attitudes of people toward child care services in one city in Japan. The author proposed the following forms of child-care services to respondents:

(1) a service which offers an opportunity for parents and children to play with other parents and children, (2)a service offering information to parents about child care, (3) a workshop about child care, (4) a service to give advice about child care, (5) child allowances, (6) a baby-sitter service, (7) an at-home service for parents to consult about child care, (8) a hot-line, (9) a service to send parents information about how to care for children, (10) a service to give advice about child care by letter, (11) work-leave for the purpose of child care, (12) a service of lending materials for child care, (13) a short-term child-care service.

According to the results of this survey, people preferred services in which parents and children can have relationships among other people, work-leave for the purpose of child care, and a short-term child care service to services in which parents can have relationships with a only social worker such as advice by letter and a hot line.